

林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について(林野庁長官宛て)

指摘の背景となったガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに

個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている

4,219路線の国有財産台帳価格(1)(収入支出以外) 138億4294万円

指摘の背景となった設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま

個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている

1,061路線の国有財産台帳価格(2)(収入支出以外) 38億6037万円

指摘の背景となった併用区間において個別施設計画が策定されていない

林道施設が設置されている96路線の国有財産台帳価格(3)(収入支出以外) 2億6297万円

(1)から(3)までの純計(収入支出以外) 140億6148万円

1 林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定の概要

(1) 林道施設に係る個別施設計画の策定等

林野庁は、林道等に設置されている施設の維持管理・更新等を着実に推進するために、平成26年8月に「林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「行動計画」)を策定している。

行動計画によれば、各施設の点検・診断等の結果を踏まえて、施設ごとの長寿命化計画(以下「個別施設計画」)を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要であるとされている。そして、林道において個別施設計画の策定の対象となる施設は、橋りょう、トンネル及び各管理者が定めるその他の重要な施設(これらを「林道施設」とされている。また、同庁は、26年11月に、森林管理局、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所(以下、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所を「森林管理署等」)が個別施設計画を策定するための具体的な対応方針を定めた「治山施設及び林道施設の長寿命化計画(個別施設計画)作成要領」(以下「作成要領」)を制定し、各森林管理局に通知している。

同庁は、行動計画に基づき、27年3月に個別施設計画に記載すべき事項等について示した「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」を、28年3月に林道施設の個別施設計画の策定に当たり実施する点検・診断、健全性の評価等(以下「長寿命化点検」)の方法等について示した「林道施設長寿命化対策マニュアル」をそれぞれ作成している(これらを「ガイドライン等」)。ガイドライン等によれば、長寿命化点検の頻度は、設置後50年以上の橋りょうについては5年に1回とされており、各施設の設置年度は、個別施設計画において次の点検時期等を定めるために必要な情報となっている。

(2) 併用林道の概要

同庁は、専ら国有林野事業のために使用する国有林林道の区間を管理するほか、道路法に基づく市町村道又は地方公共団体等が管理する民有林林道等について、「併用林道の取扱いについて」(以下「併用通知」)に基づき、その管理者と協議した上で、協定を締結するなどして、当該道路を国有林林道に準じて併用林道として設定することができることとなっている(以下、協定を締結して併用林道として設定した区間を「併用区間」)。また、併用通知において、併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関しては特に規定していない。

2 本院の検査結果

30年度末時点で同庁が整備する林道台帳に記載されている7森林管理局^(注1)(以下「7局」)管内の119森林管理署等が所有する林道施設(10,851橋、142トンネル、その他の重要な施設3,607施設)が設置されている5,137路線^(注2)(延長25,491km、国有財産台帳価格166億2050万円)を対象として、7局及び40森林管理署等において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 国有財産台帳価格 林道は路線単位で延長及び国有財産台帳価格が管理されており、国有財産台帳価格には、林道の路体や舗装だけでなく、橋りょう等の林道施設等を含めた国の事業費の合計額が計上されることになっている。したがって、林道施設ごとの国有財産台帳価格はない。

(1) 策定された個別施設計画の内容が適切でない事態

ア ガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに個別施設計画が策定されている事態

作成要領によれば、林道を管理する森林管理署等は、林道の交通安全の確保を目的として実施された調査・点検の業務委託契約により作成される成果品を活用するなどして個別施設計画を策定することとされており、同庁は、27年及び28年にガイドライン等を作成した際に、26年に制定した作成要領をガイドライン等と整合した内容に改定していなかった。このため、7局及び119森林管理署等は、4,219路線(国有財産台帳価格138億4294万円)に設置されている林道施設について、ガイドライン等で示された長寿命化点検の点検方法による林道施設の各部材や施設全体の健全性の判定を行わずに個別施設計画を策定する結果となっていた。

イ 設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま個別施設計画が策定されている事態

7局が実施している業務委託についてみると、仕様書等において、林道台帳等の既存の資料を受注者に提供することとしていなかった。このため、1,061路線(国有財産台帳価格38億6037万円)に設置されている林道施設のうち、設置年度が現地の橋名板等により確認できない橋りょう2,234橋については、既存の資料に設置年度が記載されているのに設置年度が不明等とされていて、ガイドライン等に基づく長寿命化点検の次の点検時期等の検討に必要な林道施設の設置年度が個別施設計画に記載されていない状況となっていた。

(2) 併用区間に設置されている森林管理署等が所有する林道施設について、個別施設計画が策定されていない事態

併用区間がある1,281路線の林道施設についてみると、森林管理署等と協定先の市町村等との間で協議が行われておらず、森林管理署等や協定先の市町村等がそれぞれ個別施設計画の要否を独自に判断していた。その結果、47森林管理署等が管理する96路線(国有財産台帳価格2億6297万円)の併用区間に設置されている林道施設については、森林管理署等と協定先の市町村等の双方において長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われていない状況となっていた。

そして、(1)及び(2)の双方の事態に該当する路線があることから、それらの重複を控除すると、4,278路線(国有財産台帳価格140億6148万円)となっていた。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

同庁において、林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 林道施設の各部材や施設全体の健全性を判定するなどのガイドライン等に基づく長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われるよう作成要領を改正し、森林管理局及び森林管理署等に対して、改正した作成要領に基づき長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を適切に行うよう指示すること。また、森林管理局に対して、既に策定されている個別施設計画について、林道台帳等の既存の資料が活用されていないものについては、設置年度等の諸元を記載して修正するとともに、今後、業務委託を行う場合には仕様書等に既存の資料を受注者に提供することなどを記載して既存の資料を活用するよう指示すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 森林管理局及び森林管理署等に対して、併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関する考え方を示し、その考え方を基に森林管理署等が協定先の市町村等と協議を行い、その結果を協定書等に記載して各林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行う者を明確にする方策を講ずること。そして、森林管理局等が上記の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行うこととなった場合はこれらを速やかに行うよう指示すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)